



の対策をベースにというお答えがあつたんですけれども、結論から申し上げると、それでは私は足りないというふうに思つております。今回の災害、大変甚大だし、このままいくと、農業から相当リタイアというか、離農者がたくさん出てくるという心配をしてています。

特に、例えば、農業用ハウスとか農業用機械とかがやられて、今までだつたら十分の三の補助率で、自治体が上乗せして一割ぐらいの農家負担ということのようありますけれども、千葉県のような財政力の比較的ある自治体ならいいんすけれども、今回被災を受けた自治体の中には、大変自治体の財政力指数が弱いところも多いものですから、やはり国の補助率をしつかりと上げて、農家負担がほとんどなくなるようにしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○江藤国務大臣 大変大切な御指摘をいたいたと思っております。

災害復旧は原形復旧がもちろん基本ではありますけれども、この際、いろいろ見させていたくと、例えば千葉、茨城あたりは、十九ミリという大変細いパイプの経路のハウス等でできていたり、いろいろな現場がありました。

昨年の西日本豪雨災害においては、愛媛県において、いわゆる原形復旧にとどまらずに、改良復旧、そして面的な再編整備、いわゆる、被災を受けないミカン園も含めて団地化するような整備も行つた実績がございます。

それから補助率につきましては、もう御指摘のとおりでございまして、十分の三では足りない、確実にそう思つております。財政力の強いところについてはそうかもしれません、我々が三割出した分について更に七割交付税措置というルールがありますので、それが重くのしかかるという点であれば、この十分の三の部分を更に上げることが必要だということで、その方向で取りまとめ

をさせていたいたというふうに考えております。

○玄葉委員 御答弁ありがとうございます。

それでは、日米貿易交渉関連でありますけれども、これもできる限り端的に質問いたします。

一番心配していることの一つは、牛肉のサーフガードでございます。つまりは、牛肉のサーフガードでござります。

ますけれども、別途TPP11枠はきちっとあるわ

けであります。このままいくと、米国産以外の

牛肉、例えば豪州、カナダ、ニュージーランド、

こういったところから牛肉がどつと入ってきたときのサーフガードが事実上きかないというふうに思います。この点をまずお認めいただけますかと

いう質問です。

もう一つは、さまざま議論があるところでありますけれども、協定の附属書Ⅰ、附属書は協定と

一体不可分ということでありますけれども、B節の一款の5、米国は将来交渉で農産物に関する特

恵的な待遇を追求する、この言葉について。

茂木大臣からは何回か御答弁をいたいでいる

ところでありますけれども、私心配しているの

は、TPP12でも確かにこういう言葉はあるのでありますけれども、今回の日米貿易交渉は、次に

すぐ交渉が来ます。今までのEPAとかTPP11

はそういうわけではなかつたので、そういう意味

で、ちょっと今までと同様に扱うわけにもいかない、心配はあるなどというふうに思つてしま

て、今後の交渉について、農林水産大臣は、農產

物の関税の問題が再び対象になるということは絶

対にない、そういう御認識かどうか、お聞かせい

ただきたいと思います。

それから補助率につきましては、もう御指摘の

とおりでございまして、十分の三では足りない、

確実にそう思つております。財政力の強いところ

についてはそうかもしれません、我々が三割出

した分について更に七割交付税措置というルール

がありますので、それが重くのしかかるというこ

とであれば、この十分の三の部分を更に上げるこ

とが必要だということで、その方向で取りまとめます。おっしゃるとおりだと思います。

○松本委員長 江藤農林水産大臣、申合せの時間

を過ぎておりますので、恐れ入りますが、できる

限り簡潔に御答弁いただければ幸いです。

○江藤国務大臣 まずSGにつきましては、認め

それから、もう一つのやつは何でしたか……

(発言する者あり)再交渉について、私のこの職責をかけて、我々の国益に反するようなものは決

して受け付けるつもりはありません。

○玄葉委員 もう終わりますけれども、端的な御

答弁をいたいたと思つています。

後者の方は、私も心配ということで申し上げて

いるわけでございまして、絶対に国益に沿わない

合意をしないように、またそれを対象にしないよ

うにということを要望して、短い時間であります

たけれども、私の質問を終わらせていただきま

す。

どうもありがとうございました。

○松本委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党的浅野哲でございます。

本日は、質問の機会をいただきましたので、こ

れから約二十分間質疑をさせていただきたいと思

います。

私、所属は経済産業委員会の方になりますして、

本日、質疑では、主に日米貿易協定、とりわけ自

動車そして自動車部品関係のこれまでの交渉の中

身、そして今後の見通しなどについて、これまで

各委員会でもやりとりがされてまいりましたけれ

ども、改めて、その整理も含めて、茂木大臣の方

にお伺いをさせていただければというふうに思つ

ておりますので、よろしくお願い申し上げます。

自動車産業、言うまでもなく、日本の基幹産業

であります。そして、今回の貿易交渉の現時点で

の合意内容、これまでの質疑の内容を踏まえて、

業界の方々の声を聞けば、大きく三つのことを

おっしゃついていただきました。

一つは、追加関税がされないという旨で合意さ

れているようなので安心しましたというのが一

つ。二つ目は、今後、関税撤廃に向けて交渉がさ

れるようですね、それも安心しました。最後、三

つ目、ただ、その交渉がいつ行われるのか、そし

て結論はどこまで期待できるのか、そこについて

はよくわからないので、できればつきりさせ

きようは、この観点から、これまでの質疑内容での大臣の発言も踏まえて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、最初の質問なんですか……

○茂木国務大臣 御説明いたします。

今回の日米貿易協定、まず、合意の結果から申し上げますと、日本の農産品については全て過去の経済連携協定の範囲内であります。これまで貿易交渉でも常に焦点となってきた米につきましては、調製品も含めて完全除外、また、林産品、水産品、さらにはTPPワイルド関税割当で対象の三十三品目など全く譲り合いません。

一方、工業品については、日本企業の輸出関心が高い品目を中心に、早期の関税撤廃、削減が実現いたします。

米国にとっても、TPP11、そして日・EU・EPAが既に発効している中で、他国に劣後した状況を早期に解消したい、こういう強い要望を持つておりますので、よろしくお願い申し上げます。

自動車産業、言うまでもなく、日本の基幹産業であります。そして、今回の貿易交渉の現時点での合意内容、これまでの質疑の内容を踏まえて、業界の方々の声を聞けば、大きく三つのことをおっしゃついていただきました。

一つは、追加関税がされないという旨で合意されているようなので安心しましたというのが一つ。二つ目は、今後、関税撤廃に向けて交渉がされるようですね、それも安心しました。最後、三つ目、ただ、その交渉がいつ行われるのか、そして結論はどこまで期待できるのか、そこについて

さらに、御指摘いたきましたように、米通商拡大法(三三二条)の追加関税を発動しないこと、これについても明確に確認をいたしております。

自動車業界、更に大きく二つ目の私は関心があつたと思つておりますが、一つは、U.S.M.C.A.、さ



税の撤廃について更に交渉する。ですから、市場改善のやり方というのは関税撤廃であります。関税の削減ではなくて、関税の撤廃であります。

そして、関税の撤廃について、その時期が例えば何年になるかとか、TPP12の場合は、御案内とおり、自動車で二十五年、トラックで三十年と、長いステージングであります。しかし、そこをできるだけ短縮できるよう交渉してまいりたいと思つております。

○浅野委員 関税撤廃というのがやり方だという御答弁がありましたけれども、ぜひそれは絶対に譲らないでいただきたいというのあります。これまでのやりとりですと、どうやら日米間の共通認識ではなさそうだと。日本側がそういうマインドで交渉に臨むというのはわかりますが、これが日米間で本当に合意されているのかというところについては、今、エリミネーションという言葉が入っているので日米間の共通認識だというような趣旨の御説明を受けたと感じたわけですねけれども、本当にそれがそうなのかということについては、少しまだ納得ができないところがあります。

ちょっと時間がありませんので、もう一点伺わせていただきたいのは、今後、この交渉がどのタイミングで行われるのかというところについても改めて確認をしていきたいと思いますが、ファーザーネゴシエーションズという言葉を使われていますので、今後行われる交渉、幾つかの交渉の中でも、決して、この文章を読むと、次回の交渉において協議をすることというのは担保されていない文章になつておりますし、やはりそこも産業現場の不安を生んでいるところであります。

ここに関して、次回の交渉のときには既に始まつておいて協議をすることというのは担保されていません。そこで、次回の交渉をする、そういうことで、理解打つて、政府の中においても戦略的にこれは手を打つていただきたい。

○茂木国務大臣 今後の交渉につきましては、この協定発効後に行われます協議におきまして、さ

らせていただきます。

どうもありがとうございました。

○佐々木(隆)委員 共同会派の佐々木でござります。

連合審査で質問の機会を与えていただきました。感謝を申し上げます。二十五分という限られた時間でありますので、できるだけ簡潔に御答弁をいたければというふうに思つてございます。最初に、茂木外務大臣というより、この交渉をずっと担当してこられたわけでありますので、誰

うかも含めてこれから交渉次第だという御答弁はさておき、あと、もう時間が来てしましましたので、最後に、質問ではないですが、これは意見として申し

伝えますが、最後におっしゃっていた、今後の協議する中で、自動車そして自動車部品、どの部品、どの自動車が、どういう関税撤廃、どういう内容が適用になるのか、これについては、今後、業界動向を見きわめながらという発言を以前大臣はされていらっしゃいました。

ただ、今、御存じのように、CASEあるいは

Maasと呼ばれているような、自動運転、コネクテッドカー、その他カーシェアリングや電動化、いろいろな業界の変革が既に起つておりますので、今後行われる交渉、幾つかの交渉の中でこれが交渉されるということになりますけれども、決して、この文章を読むと、次回の交渉において協議をすることというのは担保されていない

その場になつてから考える、あるいはこれから数年かけて考えていくのでは、これは交渉上非常に遅いと言わざるを得ませんので、この自動車産業、日本の基幹産業でありますから、先手先手を打つて、政府の中においても戦略的にこれは手を打つていただきたい。

本来はこれは質問もさせていただきたかつたん

ります過程で申し上げますと、昨年四月のマーク・ラゴにおける日米首脳会談におきまして、

私、そして米側がライトハイザー通商代表との間で、日米の貿易、通商問題等について話し合う枠組みをつくろう。当時は、FFR、フリー・フェア・アンド・レシプロカル・トレード、こういう

六日に、共同声明によりまして、この貿易交渉を始め。そして、この段階から二段階で行うとい

うことにしておりまして、まずは物品貿易、同時に、早期に成果が得られる分野について協議をする。結果的には、この早期に結果が得られる分野

ということでは、日米が先端を行つておりますデジタル貿易のルールづくり、この日米デジタル貿易協定について合意をしたという形であります。

本格的な交渉、ことしの四月から始まつておりますが、八月の二十三日にライトハイザー通商代表と主要項目について意見の一致、リーチコンセンサスといいますが、そこに至りますまで八回にわたつて協議を行いまして、毎回相当な時間をかけて議論を行いました。特に八月二十一日から三

十一時間という形であります。決して拙速な形で行つたわけではないと思っております。

非常に国益と国益がぶつかる難しい交渉であります。しかし、結果的にはワイン・ワインな合意をすみました。これができたと考えております。

非常に国益と国益がぶつかる難しい交渉であります。しかし、結果的にはワイン・ワインな合意をすみました。これができたと考えております。

○佐々木(隆)委員 茂木大臣が当時担当大臣としてそういう交渉をしてきたということは理解をしないわけではありませんが、我々議員はもちろん

です。一般の国民にはほとんど情報が入つてこないまま進んじやつているわけですよね。そこが一番問題だと僕は思うんですよ。情報はやはり共有して進んでいかないと、本当に何が問題なのか、何をどうしなければならないのかというところをしっかりと共有することができないと思うんですね。そのところを改めて指摘をしておきたいと

〔松本委員長退席、吉野委員長着席〕